

# 株式會社重役制度について

増地庸治郎

上田貞次郎先生が株式會社の經濟上の基礎として證券制度、重役制度及び有限責任制度の三を挙げられたことは、餘りにも有名である。就中、先生は重役制度に重點を置かれて次の如く述べられて居る。

「有限責任と比較せば重役制度は此の點より見て一層重要な意味を有せり。何となれば一般公衆は會社の事業に精通し居らざるのみならず、其の放資につきて手数の掛かることを好まず、即ち手数の掛らずして年々相當の收益の繰返さるる事は普通の放資の目的物として最も肝要なる條件の一なりとす。株式會社には重役ありて法律の束縛の下に又輿論の監督を受けつゝ、營業上一切の事を處理すればこそ株式が公債若くは社債の如き債務證券と同様の作用を爲し得るなり。即ち企業資本の證券化は重役制度を俟ちて初めて可能なるを得るなり。」(改訂増補株式會社經濟論、九六頁)

しかし「是は重役制度の半面にして、他の半面に於て重役制度は會社の事業經營上に頗る重大なる意味を有せり。重役制度なしには株式會社は成立することを得ざるものなり」(同上、九九―一〇〇頁)として企業者の職分が分擔せら

れたことを明確に主張せられた。即ち株式制度の發達せざる時代の企業者はいづれも出資者にして且つ經營者であつたが、株式會社にあつては普通の株主は資本を醸出して有限責任を負ふのみの職分をなし、事業の經營は重役に一任するものである。こゝにおいて學者の間に株主が企業者なるや、重役が企業者たるやの議論を生じた。ドイツには株式會社の企業者は株主であると主張する者もあれば、またこれに反對して、株主は單純なる資本家、會社の債權者であると論ずる學者もあり、さらに大株主は企業者であるが、小株主は單なる資本家であると唱ふる人も現れた。これに對して上田先生は次のやうな斷定を下された。

「併しながら吾人を以て見れば此等は皆囚はれたる説にして、株式會社の無き時代の企業者の觀念を無理に株式會社に當てめんと試み、株式會社が企業者の職分の分擔を惹起したる事を看過せる議論なりと信ず。吾人の此の問題に對する解答は次の如し。曰く株式會社にありては最早舊來の意義に於ける企業者なるものなし。企業者の職分は株式會社と稱する一個の組織に依りて行はる。而して其組織内部にありて職分の分擔が行はれ、出資者として事業の危険を負擔する職分は株主に行き、事業を經營指揮する職分は重役に割宛てらる。説明の便宜の爲めに假に命名せば、重役は勤勞企業者 (arbeitender Unternehmer) にして、一般株主は不勤勞企業者 (nicht arbeitender Unternehmer) なり (Schmoller, Grundriss, II Bd. § 231.) とするも不可なし。但し此に二種の企業者が發生したるに非ずして二者一體を爲して一の目的を達するなり。」(前掲、一〇二—一〇三頁)。

この企業者職分分擔論は非凡の卓見であつて、爾來學界を風靡し、先生の學者としての地位を重からしめるのに與つて力があつた。尤もこの分擔論がリーフマン教授の説と近似してゐるから、プライオリティをリーフマン教授に與へようとする學者もあつたけれども、先生は自ら、「余はリーフマン以前に此説を案出して學校にて講義したること

もあり。余が活動企業者（重役）不活動企業者（株主）の語を得たるはシュモラーなれども、分擔論はシュモラーを讀みたる以前に考出したり」（前掲、一一四頁）と述べて、先生獨創の主張であることを明示せられた。

二

株式會社の重役が事業經營者として極めて重要な地位に立つものであつて、重役制度なくしては株式會社の存在が考へられないことはいふまでもない。この重役の擔當する職務には凡そ二種ある。（但し一般に重役と稱する場合に、監査役をも含むことが屢々あるが、こゝでは狹義に解して取締役のみとする。）その一は會社の業務執行に關する重要事項について審議決定することであつて、それは通常、會議制によつて行はれる。その二は右の取締役會で決定せられた方針に準據して日常の業務を執行することである。この二つの範圍は固より各會社によつて相違があり、或は殆んど總ての事項に關して可なり細目に至るまで取締役會で決定する場合もあれば、また或は取締役會は極めて漠然たる大方針を決定するだけであつて、實質的には殆んど業務執行者の專行に委されてゐるやうな場合もある。

すづれにしても、決議と執行との二つが取締役の擔任すべき職務となつてゐるのであるが、我が國ではこの兩者の擔當者が制度上、明確に分れてゐない。しかるにドイツでは、舊來は第一の職務を擔當する者として監査役（*Aufsichtsrat*）があり、第二の職務を擔當する者として取締役（*Vorstand*）があつた。このことは、固より、法律の規定に基づくものではなく、一八七〇年に監査役の制度が新設せられた時からの實際的慣習に基づくのである。即ち一八七〇年の改正法は株式會社に對する國家の監督を軽減する代りに株主の自治的監督を行はしめようとして監査役といふ新

機關を設けた。しかるにそれ以前からドイツの株式會社には屢々 Verwaltungsrat (相談役) といふ機關があつて、大株主もしくは金融業者の代表者によつて組織せられてゐたから、この構成員がそのまま新設の監査役を構成するところが多かつた。さうして相談役が從來掌握してゐた權限もそのまま監査役に引繼がれた。隨つて監査役は法律の期待する監督機關であるよりは、むしろ取締役を指揮命令するの地位に立つた。會社の業務に關する重要事項は監査會で審議決定せられ、これを取締役が執行に移すのであつた。取締役の任免權は概ね監査役の手中に把握せられてゐた。これが大體、近年までのドイツ株式會社における實情であつた。しかしナチ政權となつてからは、この状態がナチ理論に適合しないので、各種の改革が企てられ、主として取締役の權限を強化すると共にその責任を明確にしようとなつた。しかしこの政策が果してどの程度まで所期の結果を實現してゐるかは未だ不明である。

### 三

アメリカにおいても、前述の二職務ははつきりと二箇の機關によつて分擔せられてゐる。一つは取締役 (Directors) であつて、他は役員 (Officers) である。

先づ取締役であるが、その資格に關して、多數の州では株主であることを要求し、さらに總株式の一定割合以上を所有することを要求する州もある。また合衆國の市民であること、もしくは會社設立の州に住居を有することを條件とする州もあれば、取締役の一定割合がこの二條件又はその一を充すことを要求する州もある。取締役の員數に關しては最低及び最高を規定する州もあれば、最低數のみを規定する州もある。通常は最低三名とするのが多い。任期に

關する規定も州によつて區々であるが、多くの州では一年と定められ、且つ再選を許してゐる。取締役の選任は株主總會によつて行はれるが、その投票法には次の三つがある。

(a) Common law voting 所有株數の多少に拘らず、一株主に一票を許すもの。これは現在では殆んど行はれない。

(b) Statutory voting 所有株式一株に付一箇の投票權を與へるもの。この方法によるときは、過半數の株式を所有する者は取締役の全員を選ぶことが出来る。

(c) Cumulative voting 所有株數に選任せらるべき取締役員數を乘じた數の投票權を與へるもの。例へば五人の取締役を選任する際には百株の株主には五百箇の投票權が與へられる。さうしてこの投票はこれを一名の候補者に集中してもよければ、適宜各候補者に分散してもよい。隨つて少數派の株主と雖も、投票の集中分散を適當に行ふときは、相當數の代表者を取締役に選出することが出来る。この累積投票は州の憲法、法律、會社の Charter 又は By-laws によつて認められた場合にのみ許される。

取締役は死亡、辭職、心神喪失によつて缺員を生ずるが、また取締役がその資格株を賣却した場合、取締役の破産した場合、株主總會の決議によつて排斥せられた場合にも缺員を生ずるものとする州もある。取締役の解任は正當の理由ある場合に限り、且つ株主總會の決議によることを必要とする。但し法律、Charter 又は By-laws によつて取締役會全體に解任權を與へられた場合はこの限りではない。

取締役は會社の目的を實行するために必要な一切の行爲を行ふ權限を有する。しかしこれは Board としての權限で

あつて、個々の取締役員は Board から委任せられた場合を除いて獨立の權限を有しない。取締役は Charter, By-laws 又はその他の契約によつて定められた場合を除いて、その勤勞に對する報酬を受け得ない。しかし時には謝禮 (Donorarium) が慣習的になつてゐることもある。取締役は自ら報酬について決議を行ふことを得ず、それには株主總會の決議を必要とする。しかし取締役員が何等か他の資格で行動する場合には、それに對して報酬を受けることが出来る。取締役はその不正行爲、權限外行爲、過失、又は過失によつて生じた判斷の誤謬の結果として會社の被つた損害については會社に對して賠償の義務を負つてゐる。州法中には次の諸行爲に關しては刑法上の責任あるものと規定するものもある。

- (a) 利益金以外からの配當支拂
- (b) 虚偽であることの明かな文書、報告又は公告への署名
- (c) 會社の帳簿に不正の記載をなさしめ又はこれを許容すること
- (d) 株主が會社の帳簿及び記録を檢閲せんとする正當の權利を拒否すること
- (e) 一定の報告書の作成を怠り又はこれを拒否すること
- (f) 會社が支拂停止に陥つたときに、權利を詐害し又は債權者に優先する目的を以て、財産の移轉を行ふこと
- (g) 會社財産の着服、窃取、變換及び誤用
- (h) 證券の公開賣出に關聯して重要事實の記載を誤り又はこれを脱漏すること。但し記載が眞實であると信ずる

49 正當の理由ある場合はこの限りでない。(この刑罰は一九三三年の證券法において聯邦政府によつて行はれること)

50  
なつた。

以上は取締役に関する法律的事項の略説である。

#### 四

次にアメリカの株式會社における取締役の經營經濟的機能を見ると、これは會社によつて著しい相違がある。この相違は次の諸事情によつて生ずる。

- (一) 會社の營む事業の性質
  - (二) 經營規模
  - (三) 取締役の全員が會社内部の者、即ち業務の執行に當つてゐる者であるか、又は社外の者も加はつてゐるか。
  - (四) 事業の好況・不況。事業が好況であるときは、取締役は左程詳細の監督を施さない。
  - (五) 會社の財務構造。取締役に於て且つ役員である人々によつて株式の大部分が所有せられてゐる場合と、株式が廣く分散し、取締役が多少なりとも受託者の資格で行動する場合とは、取締役の經營に對する態度が異つてゐる。
- 近來の傾向としては取締役が従前に比べて經營に對し大なる責任を執らざるを得ないやうになつた。即ち株式會社發達の初期においては、經營者は大株主であつた。しかるに近來は株式の大分散が行はれ、役員は固より取締役さへも會社株式の過半数を所有しないこととなつた。この結果として取締役が受託者の資格において行動することが必要となつた。もし取締役がその責任を十分に自覺するときは、經營活動に對して一層嚴密な監督を施すであらう。

(六) 經營問題は近來その數においても、また複雑性においても増大した。その結果として業務執行に當る首腦者もしくは首腦者と主要補助者のみによつて經營問題に關する決定を下すことが得策でないことになつた。業務執行者が多數人の忠言と判斷とを利用することが望ましくなつて來た。

さて、アメリカ株式會社の取締役が擔當する機能はこれを凡そ次の四に纏めることが出來よう。

- (一) 經營の一般的目標を設定すること
- (二) 經營の重要政策を決定すること
- (三) 經營の組織を決定し且つ主要職員を選任すること
- (四) 取締役が業務執行の責任を委譲した役員に對し牽制監督を施すこと

第一の經營の一般的目標といふのは、經營が従事すべき事業活動部門を指すものである。例へば如何なる種類の物を取扱ふべきか、それを製造すべきか或は他から購買すべきか、小賣にまで進出すべきか否か、全國的に活動すべきか一地方又は數地方に局限すべきか、またその營む事業をどの程度の規模にすべきか、その擴張速度をどのやうにすべきか等々、要するに經營の狙ふべき一般的目標、ゴールである。これは取締役の決定すべき事項である。

第二には、右の一般的目標が決定せられたときは、これを達成するために必要な經營活動の政策を決定しなければならぬ。勿論取締役會において總ての政策を決定することは出來ないから、取締役自ら決定すべき政策と役員に決定を委譲すべき政策とを分たなければならぬ。經營の存立發展に關係するやうな重要政策は取締役が決定しなければならぬ。けれども現實の問題として考へると、どんな事項について取締役會の決議に俟つべきかといふことは役



員の判定によることが多い。けだし或事件が発生したときに、これを自ら決定すべきか、或は取締役會に提案してその裁決を仰ぐべきかを決定するのは役員の判断に基づくからである。故に實際には役員を相當の程度まで尊重しなければならぬ。もしさうしないで、役員を承認しないやうにするときは、役員は能率的に活動することが出来ないことになる。そこで役員が賢明な判断を下すか否かを見分けることが取締役の一責務となる。もし取締役が自ら決定しようと欲する事項を役員が取締役會に提出しないことを経験によつて知るときは、取締役が役員に對し將來の行動に關する指示を與へることが適切である。このやうにしてもなほ役員がこの指示を十分に守り得ないときは、役員の変更を行ふことが取締役の權利であると同時に義務である。賢明な役員は彼が會社の發展に關係があると思量する一切の政策を取締役の決定に求めるであらう。もし取締役の決定に俟つべきか否かについて、疑問のある事項についても、賢明な役員は取締役に提案するであらう。この方法は役員を保護策となる。即ち取締役が役員を承認し、而もその結果が不満である場合には、その政策を採用したことについての責任を取締役も亦分擔するであらう。

次に政策の發議權をどの程度まで取締役と役員との間に分けるかといふことも重要な問題である。本來は政策の發議權は役員に與へらるべきである。役員は不斷に經營の活動に接觸してをり、隨つて政策變更の必要を眞先に認めるのである。しかし取締役が適當の人材を網羅してゐるときは、屢々重要な政策が取締役から發議せられることがある。取締役に向つてその示唆を獎勵すること、並びに政策に關する思案を刺戟するやうに資料情報を提供することは必要である。有能な取締役が役員を看過した問題について豫見することも屢々ある。取締役と役員との間の關係は相互的協同であるべきであつて、両者はその創意を十分に發揮するやう相互に獎勵せられなければならない。なほまた取締

役員もその構成者全員が提議を行ふべきやうな態勢を發展せしめることが甚だ重要である。殊に上位の役員は下位者の提議を奨励し、有用な提議をなした者を優遇するやうに努むべきである。比較的下級の職員が取締役も役員も氣付かなかつたやうな立派な政策を提議する實例も少くない。故に下意上達、上意下達が行はれるやうな手段機構を設けるべきである。

第三は組織の問題である。取締役は會社の採用すべき組織の型式を決定する責任を執らなければならない。固より役員が組織型式の決定に必要な資料を取締役に提供することは必要である。取締役に対して時々現行の組織並びにこれに配置せられた職員を表示した圖を提供し、且つ改善を必要とする點を示すべきである。組織が決定せられた上は、取締役はこれに配置すべき主要職員を選定しなければならない。この場合には通常、首席役員（社長）の提出する原案について採否を決するといふ方法を採用する。勿論、取締役が一切の人事に關與することは不可能であるばかりでなく、大經營であると幹部級の人事についても關與することが出来ない場合がある。しかし取締役は販賣部長、製造部長、經理部長その他のやうな社長に直接從屬する職員についてはその選任に關與すべきである。これは人事の決定を一箇人の獨裁に任ずることが不可であるといふ理由に基づく。それ以下の職員については、社長及び部長に詮衡を任してよい。例へば販賣部副長の選任は社長の承認を受けた上、販賣部長をして行はしめるが如きこれである。この場合には少くとも二名の役員の判断を受けることになるから、概ね處理の公正妥當を期することが出来る。なほ特別の場合に取締役が或部門の能率について不満をもつときは、その職員の人選に干渉することも不可ではない。しかし大體において取締役は首脳部に出来る限り多くの權限と責任とを擔はしめることが賢明である。

第四は牽制の問題である。取締役がその権限を委譲した人々に對して適當の監督を施さうとするには、何等かの牽制手段を採用することが必要である。最も普通に行はれる牽制法は定期報告書によるものである。しかし多くの場合において取締役は提出せられる定期報告書は單に壓縮せられた財務報告書に過ぎないものであつて、各職員の能率を判斷するに足る資料を收めてゐない。故に取締役は少くともそれが選任した職員の能率を判斷することが出来る程度の報告書を要求すべきである。この外に、取締役は各幹部職員の抱く計畫並びに會社全體の計畫を示す豫算を定期に提出せしむべきである。さうして會計年度の終に豫算と実績とを比較せる報告書を受領しなければならない。さらに取締役はこのやうな報告書から資料を得る以外に、各員の直接觀察によつて資料を得ることが望ましい。役員として常務に従事する取締役は職員の行動に關して多くの資料をもち、且つその能率を判定することも可能であるが、役員でない取締役も亦會社の重要活動に關しては直接の觀察によつて知つてゐることが望ましい。故に取締役が時々經營活動を檢閲し、且つ取締役でない職員と面會する機會をもつことが必要である。このやうな機會のあることは、取締役にとつて有益であるばかりでなく、會社の職員に對し望ましい心理的結果を招來するものである。

以上は現在アメリカに於る取締役の擔任する機能であるが、これが完全に果されるか否かは或程度まで取締役員の構成によるものである。即ち取締役の全員が會社の常務に關與してゐるか、又は一部の取締役が他の業務に従事してゐる者であるかによつて異なる。この構成に關しては一般にかなり意見の相違がある。之に就ては後に再び觸れるであらう。

## 五

アメリカの株式會社では取締役が屢々常任委員會を設けてゐる。このやうな委員會の設けられる第一の理由は、取締役がその責任を極めて重大に解し、經營活動に積極的に參與しようとすることである。このために委員會を設けて取締役が一定の問題に關して決定を下す以前に十分慎重な検討を加へることが望ましい。委員會が豫め注意深き研究を施して置くときは、取締役の決定が容易となり、能率増進が期待せられる。委員會の設けられる第二の理由は、取締役會議の開催は定期的であるから、その中間において次回の會議まで決定を延期し得ない事項について機宜の處置を採らしめることである。

常任委員會の名稱、内容などは經營の規模や事業の性質によつて異なる。しかし通常は一箇の委員會が設けられ、Executive committee と呼ばれる。またこれを Finance committee と呼ぶ會社もある。さうに Executive committee 及び Finance committee の兩委員會を設けて、前者には一般的事項、後者には財務及び會計に關する事項を夫々分擔せしめる會社もある。尙また常任委員會の外に時々特殊問題を攻究するために特別委員會の設けられることもある。委員會の構成は區々であつて、時には取締役の全員を何等かの委員會の委員とすることもある。これは取締役全員にそれ〴〵明確な責任の負擔を自覺せしめるといふ利益はあるが、もし委員會の數が餘りに多く、且つその會議が餘りに頻繁に開かれるときは、能率的に活動することが出来なくなる。一般に委員は三名乃至五名位の有能者が取締役の中から選任せられ、一名を委員長とし、さらに一名の幹事が附置せられる。

委員會の擔當する問題は大體次の三種である。

(a) 取締役會議開催の中間において審議決定を必要とする一般問題

株式會社重役制度について

(b) 決定を下す前に慎重な攻策を必要とする問題

(c) 臨時に突發し、且つ未だ據るべき先例がなく、隨つてまた特別の審議を必要とする特殊問題

これ等の委員會については深甚な注意が必要である。もしそれが餘りに大なる権限をもつやうになると、取締役會の地位が弱化せられるやうになる。即ち重要事項は概ね委員會において審議決定せられ、取締役會は單にその報告を聽取するに過ぎないやうな場合さへも生ずる。故に兩者の権限を明かならしめ、大方針は取締役會が決定し、それを具體的の事件に適用することだけを委員會に一任するやうにするがよいといはれてゐる。

## 六

アメリカの株式會社では日常の業務執行に當る機關として役員 (Officers) がある。この役員は通常、取締役によつて選任せられる。多數の州では役員中、社長 (President)、總務部長 (Secretary)、經理部長 (Treasurer) の選任に關して州法が規定を設けてゐる。その職務については會社の By-Laws に規定がある。なほこれ以外の役員について規定する場合もある。役員は法律上の資格については特別の制限はない。取締役が役員となつても差支はない。州によつては役員中の一部が取締役であるべきことを規定するものもある。

社長は取締役會長 (Chairman) がこれを兼ねることもあるが、また別人であることもある。全體としては兩者が分離する傾向があるといはれてゐる。兩者間の關係には種々の場合がある。或時は社長が第一線から引退を希望し、もしくは引退を要求せられた場合に、會長に選ばれることがある。或時には會長の地位は單に名目的のものであつて、

單に取締役會議の議長となるに止まり、社長が業務の全體を統裁し、場合によつては取締役會を統率することさへもある。或時には會長は會社の業務に關係なく、他の業務に従事しつゝ、會社業務の一般的監督に任ずるに過ぎないこともある。或時には會社が金融業者から財務上の援助を受けたために、その代表者が會長に就任することもある。また或時は會長がその全時間を會社に捧げ、社長と協力して業務の執行に當ることもある。このやうに實際上では會長と社長との間の關係は區々であるが、大體において兩者は別人となつて企畫と實行との二者をそれ／＼分擔する傾向に進んでゐる。殊に大會社にあつては首腦者の擔當すべき職務が著しく増大して到底一人の手で負擔し切れない状態になつたために、二者の分離を必要ならしめた。

次に總務部長の職務は大體標準化せられてゐる。株主總會及び取締役會議の記録を作成する事、會議に必要な正式の招集狀を發する事、會社のために法律の要求する書類並びにその他の書類に署名する事は總務部長の職務である。經理部長は社長と協力して會社の財務政策を制定し、且つ財務に關する日常の活動を監督することを任務とする。大會社の經理部長は大體次の諸事項を擔任する。

- (a) 會社の財務政策の立案
- (b) 運轉資金の調達
- (c) 現金の收入及び支出
- (d) 有價證券及び不動産の購買及び賣却
- (e) 自社株式の移轉並びに配當金の支拂

株式會社重役制度について

## (f) 債權の供與及び取立

なほ會計事務についてはこれを經理部長の擔任とする會社もあれば、また別箇の部門を設けて會計部長の下に置く會社もある。

## 七

上述のやうに、アメリカでは大體經營活動の指揮に關して企畫と實行とが分割せられ、それ／＼別箇の機關によつて擔當せられてゐる。所謂二重ボードの制度が廣く行はれてゐる。最近は取締役制度の價值について疑問を抱く者も現れ、多少の論議も見られる。今、それ等の論議について紹介し、検討する邊を有しないが、中心となつてゐる問題は取締役の構成に關するものである。即ち一部の論者によると、取締役を常勤の役員以外から選ぶとしても、それ等の社外重役は會社の業務に對する理解が少いから審議すべき事項について適確の判断を下すことが困難である。彼等は通常、自ら他に業務をもつてゐるから、會社のために全力を傾注することは出来ない。結局社外重役は十分に機能を盡すものではない。これに對する反對論によると、社外から重役を選ぶことによつて、大所高所からの議論が取締役會を指導することになり、時には社内重役の誤れる判断を是正することも可能である。いづれにしても結局人物の問題がこの場合においても亦キーポイントとなるであらう。なほ近刊の Harvard Business Review, Autumn Number 1940 に掲載せられた論文 The Board of Directors. By George E. Bates はこの問題に關する興味深き文獻である。

翻つて我が國ではアメリカにおけるやうに取締役と役員との二重ボード制は形式的には存在しないけれども、實質

的には存在するものと見るべきである。日常の業務執行に關與せずして單に重役會に列席するだけの取締役を擁する株式會社が多數ある。このやうな非常勤の取締役が果たす機能については、アメリカにおけると同様、否それ以上に論議せられるべき問題が含まれてゐる。殊に今回公布の會社經理統制令によつて役員給與に對し著しい制限が加へられるに至つたことからしても、非常勤取締役に關する吟味が必要となつて來た。以上の説述がこの問題の検討についても何程かの資料を提供し得たとすれば幸ひである。

(上田先生の廣大無邊な學恩に對し無限の感謝を捧げつゝ、昭和十五年十一月稿)

### 卷頭 上田先生の像に寄せて

本年五月八日未明、慮らずも私達は師弟永別の悲歎に遭ひました。晩春から晩秋へ其の後半歳、私達東京商科大学三科在學生の故學長上田先生を追慕私淑する至情は幸ひに彫塑界の巨匠朝倉文夫氏を動かすことを得て、遂に十一月三日の佳き日に、霜葉美しき處、本學々部校庭に先生の胸像を建設することが出來ました。之偏へに諸先生先輩諸賢の御贊助による處であります。又先生に對する學生生徒の熱意の奔る處、自ら之を創造することが出來たとも申せませう。私達委員が初めて朝倉先生を訪れ、先生御生前の御風格を語り、私達の微意をお傳へした時、朝倉先生にはそんなに學生に慕はれる先生も珍らしい、又學生のみの企も快いと申されて、快諾を與へて呉れました。私達は朝倉先生の知遇に對し、諸先生、諸先輩の御贊助に對して心から感謝致して居ります。今一橋々畔に時流澎湃たる時、私達の進むべき方向が夙に先生の指示せられた處なるを思へば學園の一隅に佇む先生も亦無量の感慨なきを得ないでせう。

昭和十五年十二月十三日

間宮健一郎誌

株式會社重役制度について